

介護サービスの説明

在宅サービス

サービス名	内容
①訪問介護	いわゆるホームヘルパー。ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴や排せつ、食事の介護などの日常生活の世
②訪問入浴介護	利用者の居宅に入浴車等で訪問して入浴の介助を行う。
③訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行う。※病状が安定期で訪問看護が必要と主治医が認めた者が対象。医療保険に優先する。
④訪問リハビリテーション	理学療法士等のセラピストが居宅を訪問して生活機能の維持等のために理学・作業療法等必要なリハビリを行う。※医学的管理下でリハビリが必要と医師が認めた者が対象。
⑤居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、心身等の状況を把握し、療養上の管理指導を行う。医師等はケアマネジャーに対し、サービス計画策定時に必要な医学的管理に関する助言や情報提供を行う。薬剤師は居宅での薬学的な管理・指導を行う。管理栄養士は医師の指示に基づき居宅での栄養指導を行う。
⑥通所介護	いわゆるデイサービス ※介護施設に通ってもらって健康状態の確認・食事や入浴などの日常の世話・機能訓練を提供する。利用定員は19名以上(19名未満なら地域密着型通所介護となる)。
⑦通所リハビリテーション	診療所や老人保健施設等が通所により理学・作業療法等必要なリハビリテーションの提供を行う。※対象者は訪問リハビリテーション同様、主治医がリハビリテーションが必要と認めた者。
⑧短期入所生活介護	いわゆるショートステイ。介護者が一時的に介護できないときに、介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の介護を行う。
⑨短期入所療養介護(老健)	介護者が一時的に介護できないときに、医療施設などに短期間入所し、看護や医学的管理下における介護や必要な医療を行う。
⑩短期入所療養介護(病院等)	
⑪短期入所療養介護(介護医療院)	
⑫福祉用具貸与	車いす・特殊寝台等・歩行器・歩行補助杖・GPS・移動式リフト・自動排泄処理装置 などの貸与を行う。
⑬特定福祉用具購入費	腰掛便座・自動排泄処理装置の交換部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動式リフトのつり革 など福祉用具の補助用具などで、利用者の心身の状況にあわせて調整等があることから貸与できない用具の購入費の支給を行う。
⑭住宅改修費	手すりの取り付け、段差の解消、便器の取り換えなどの工事に付帯して必要となる住宅改修を行った場合の費用について支給を行う。
⑮特定施設入居者生活介護	特定施設の入居者に対し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練等を行う。施設のケアマネジャーが計画を策定。 ※特定施設＝有料・養護老人ホーム・軽費老人ホーム ※サービス提供については特定施設からの委託に基づく外部事業者の提供もあり
⑯居宅介護支援(介護予防支援)	いわゆるケアプラン作成とモニタリング。 居宅サービスや地域密着型サービス(施設サービスを除く)を利用する際に、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を行う。

地域密着型サービス

サービス名	概要
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護 ※主に重度者の在宅生活を支えるために訪問介護と訪問看護が連携して提供。 【対象事業所】町内無し
②夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護 ※主にひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯・重度者などが対象 ※最低限22時から6時までの間はサービス提供が必要。 【対象事業所】町内無し
③地域密着型通所介護	上記の「通所介護」のうち、19名未満の定員で運営される事業所が提供するもの。
④認知症対応型通所介護	【対象事業所】おあしす・東大寺・弥栄・島本の郷のデイサービス 認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス ※認知症の進行緩和に資するように目標を設定する。一般の通所介護と一体実施は不可。 【対象事業所】桜井の里
⑤小規模多機能型居宅介護	サービス拠点でのデイサービス・短期間宿泊及び居宅への訪問介護 ※利用者の様態に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービス提供を行う。 ※利用者の要介護状態の軽減や悪化防止に資するように目標を設定する。 【対象事業所】町内無し
⑥認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホームへの入所 【対象施設】桜井の里・みなせ
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模(29人以下)の介護専用型特定施設への入居 ※特定施設＝有料老人・養護老人・軽費老人の各ホーム 【対象施設】町内無し
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模(29人以下)の特別養護老人ホームへの入所 【対象施設】島本の郷
⑨看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護＋必要に応じての訪問看護 ※利用者の様態に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービス提供を行う。 ※利用者の要介護状態の軽減や悪化防止に資するように目標を設定する。 【対象事業所】町内無し

※特定地域密着型サービス＝①②③④⑤⑨→住所地特例者へのサービス提供可

介護保険施設

サービス名	概要
①介護老人福祉施設	入所定員30人以上の特別養護老人ホーム ※原則として要介護3以上の者が対象(身体上・精神上著しい障害があるため常時介護が必要な者)
②介護老人保健施設	心身機能の維持回復を図り、在宅復帰に向けて支援を要する要介護者に対して看護・機能訓練・介護等を行うことを目的とした施設。
③介護医療院	長期の療養が必要である要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療等を提供することを目的とした施設。 H30.4月から新たに制度化された。 ※介護療養型医療施設の機能を引き継ぎつつ、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として創設
④介護療養型医療施設	療養病床を持つ病院や診療所の介護保険適用部分に入院する者に対し、療養上の管理、医学的管理下での介護、機能訓練等必要な医療を行うことを目的とした施設。 ※令和6年3月31日までに介護老人保健施設等へ転換することになっている→受け皿の一つとしてH30.4から介護医療院が創設。